

改正入管法施行後の届出等手続

1. 在留する外国人に関する手続

日本に在留する外国人が行う在留関係の手続で、申請取次手続以外で他人が関与できるとされている主なものは、以下のとおりである。

(1) 外国人または当該外国人に代わってしなければならない者の依頼による手続

外国人または当該外国人に代わってしなければならない者（※1）から依頼を受けた者が市町村役場において以下の手続を行う場合は、本人の市町村役場への出頭義務（法第61条の9の3第1項）が免除される（同条第3項、施行規則第59条の6第1項）。「依頼を受けた者」について入管法令上の資格制限はない。

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人本人に代わってする行為
新規上陸後の住居地届出（※2）	届出書の提出
在留資格変更等に伴う住居地届出（※2）	届出書の提出
住居地の変更届出（※2）	届出書の提出
上記の手続により返還される在留カードの受領	返還される在留カードの受領

※1 外国人に代わってしなければならない者

外国人が16歳に満たない場合または疾病その他の事由により自ら手続を行うことができない場合には、以下の者（16歳に満たない者を除く）であって当該外国人と同居する者が、以下の順位により代わって手続をしなければならない。

①配偶者、②子、③父または母、④これら以外の親族

※2 住民基本台帳法による届出

住民基本台帳法による届出（転入届、転居届、中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届及び住所を有するものが中長期在留者となった場合の届出）がなされたときは、これら入管法上の届出もなされたものとみなされる（法第19条の7第3項、第19条の8第3項、第19条の9第3項）。住民基本台帳法による届出は、本人またはその世帯の世帯主（同法第26条参照）、もしくは代理人等が行う（同法27条3項参照）。

なお、住民票の写し等の交付請求は、住民基本台帳に記録されている本人または同一世帯に属する者、もしくは代理人等が行うことができる（同法第12条第1項第2項）。このほか、自己の権利行使等に必要な場合には本人以外の者でも基礎証明事項に係る住民票の写し等の交付を受けることができ（同法第12条の3第1項）、さらに行政書士等の特定事務受任者より、受任事務の依頼者につき権利行使等

の必要があるとする申出がなされたときには、同じく基礎証明事項に係る住民票の写し等の交付を受けることができる（同条第2項第3項）。

（2）中長期在留者である外国人が行う手続

中長期在留者で一定の在留資格を有するものは、その在留資格に応じて一定の事由が発生した場合には、その旨を届けなければならない（法第19条の16。所属機関等に関する届出）。ただし、本人が地方入国管理局等へ出頭することは求められていない。東京入国管理局への郵送による届出も可能である。

有する在留資格	届出が必要な事由
教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学または研修	活動機関の名称の変更 活動機関の所在地の変更 活動機関からの離脱 活動機関からの移籍
研究、技術、人文知識・国際業務、興行または技能	契約機関の名称の変更 契約機関の所在地の変更 契約機関の消滅 契約機関との契約の終了 新たな契約の締結
家族滞在、特定活動、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等（いずれも配偶者としての活動をする者のみ）	配偶者との離婚 配偶者との死別

（3）所属機関等による手続

別表第1の在留資格を持つ中長期在留者を受け入れている機関は、その在留資格に応じて一定の事由が発生した場合には、その旨を届けるよう努めるものとされている（法第19条の17）。努力義務であり、罰則規定はない。この届出に関しても、地方入国管理局へ出頭することは求められていない。雇用対策法による届出をしている事業主は、当該義務が免除される（同条かつこ書き）。

受け入れている者の有する在留資格	届出をする事由
教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行または技能	受入れの開始 受入れの終了
留学	受入れの開始 5月1日における受入れ 11月1日における受入れ 受入れの終了

※雇用対策法による届出

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、ハローワークを通じて厚生労働大臣に届け出なければならない（雇用対策法第28条）。すべての事業主が義務を負い、怠ると30万円以下の罰金の対象となる（同法38条第1号）。なお、この届出書の作成及び提出は、社会保険労務士の業務とされている（社会保険労務士法第2条第1号第1号の2、別表第1第18号）

2. 特別永住者に関する手続

特別永住者または当該特別永住者に代わってしなければならない者から依頼を受けた者が市町村役場において以下の手続を行う場合は、本人の市町村役場への出頭義務（特例法第19条第1項）が免除される（同条第3項、特例法施行規則第17条の第1項）。「依頼を受けた者」について入管法令上の資格制限はない。

特別永住者が自ら出頭して行うこととされている行為	当該特別永住者に代わってする行為
住居地の届出	届出書及び特別永住者証明書の提出
住居地の変更届出	届出書及び特別永住者証明書の提出
上記の手続により返還される特別永住者証明書の受領	返還される特別永住者証明書の受領

※住民基本台帳法による届出

住民基本台帳法による届出（転入届、転居届及び中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届）がなされたときは、これら入管特例法上の届出もなされたものとみなされる（特例法第10条第4項第5項）。その他の点については、1（1）注2と同様。

以上